

# 国の計画・指針を踏まえた次期計画期間における留意点等

【計】障害者基本計画（内閣府）

【福】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針  
（こども家庭庁・厚生労働省）

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

### 2 国の動向

### 3 計画の位置づけ

### 4 計画の対象

- ・ 次期計画においても、引き続き、難病患者が対象となることが伝わるよう、周知等を継続する。【福1】

### 5 計画の期間

- ・ 福祉計画について、柔軟な期間設定が可能となったことに伴い、計画の体系などを変更することについて、必要に応じて検討を行う（資料1参照）。【福19】

## 第2章 静岡市の障がい者施策等の状況

### 1 障害者手帳交付者数等の状況

### 2 市民アンケート調査の結果

- ・ 令和4年度に実施した市民アンケート調査の結果（資料6参照）や障害支援区分認定調査を活用し、ニーズ把握を図りつつ、計画に反映をさせていく。【福6】【福11】【福18】

### 3 前計画の効果測定

## 第3章 計画の目指す方向性

### 1 計画の全体図

### 2 基本理念

### 3 基本目標

- ・ 共生社会という目標の実現に向け、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として障がい者のアクセシビリティ向上を図ることの重要性に留意する。【計5】

### 4 SDGsの推進

- ・ 障がい者施策の推進にあたっては、SDGs推進の取組と軸を一にし、様々な関係者と協力して取組を推進する。【計4】

### 5 生涯活躍のまち静岡（CCRC）の推進

### 6 施策の体系

### 7 本計画を効果測定する成果目標の設定

- ・ 特に障がい福祉計画、障がい児福祉計画に係る目標の設定について、国の指針等を踏まえ、適切な設定を行う。【福13】【福21】

## 第4章 分野別の施策について

### 1 権利擁護・理解促進

- ・ 障害者差別解消法改正法の施行後の計画となることに留意し、相談体制の整備や周知啓発等に継続して取り組む。【計1】【計10】
- ・ 「心のバリアフリー」の理解促進に継続して取り組む。【計2】
- ・ 強度行動障害を有する者の支援体制の整備が障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとの観点を踏まえ、支援体制の整備に取り組む。【計8】
- ・ 意思決定支援には意思を形成及び表明する段階の支援を含むことにも留意する。【計9】
- ・ 都道府県等の事業として構築が予定されている精神科病院に入院中の患者の権利擁護等の観点から、研修を受講した第三者により病院を訪問して行う相談支援の仕組みについて、制度化の動向に注視する。【計13】
- ・ 障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成の促進等を図る。【福4】【福20】

### 2 地域生活支援

- ・ 家族等の関係者の支援に関して、ヤングケアラーへの支援も含めて対応していく。【計6】【計15】
- ・ 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関して、国が想定する横展開等の動向に注視しつつ、支援策を実施する。【計11】
- ・ 地域生活支援拠点の役割を果たすため、引き続き体制の確保を継続する。また、基幹相談支援センターの役割も踏まえた効果的な連携の確保も図る。【計14】【福2】【福6】【福14】
- ・ 8050問題・親亡き後問題等に対応すべく、次期計画における「重層的支援体制整備事業」（令和6年度より事業化予定）の位置付け等を明確化し、取り組んでいく。【福3】

### 3 医療・保健

### 4 生活環境

- ・ 障害者が希望する一人暮らし等を実現するため、グループホームにおける希望する障害者への一人暮らし等に向けた支援等の充実を図る必要がある。【福5】

### 5 安全・安心

- ・ 災害発生、感染症拡大等の非常時には、障害者を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、各種施策が受ける影響等についても留意したうえで取組を進める。【計3】
- ・ 災害発生後、在宅に留まる障がいのある方の支援に関して、国が作成した支援方法を紹介するリーフレットの周知等を含め、推進を図る。【計12】

## 6 子ども

- ・ 障がいのある子どもへの支援にあたっては、地域社会への参加・包容を推進する観点等を踏まえた妊娠期からの切れ目のない継続支援を早期から行うことが重要であることに留意する。【計7】
- ・ 児童発達支援センター、障害児入所施設等が相互に連携しながら、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を構築・整備することを推進する。【計16】【福9】【福12】【福17】
- ・ 障がい児への支援にあたって、こどもの意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮した支援を推進する。【計17】
- ・ 地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンの推進等の推進について検討する。【計18】【福10】
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築について、市の対応状況の整理等を行い、拡充の必要性等について検討を進める必要がある。【福16】

## 7 雇用・就労

- ・ 制度の新設が予定されている就労選択支援事業も含め、障がいのある人が希望や適性に沿った就労ができるよう、関連事業に取り組む。【福15】

## 8 文化活動・市民生活

- ・ 読書バリアフリー法等を踏まえた障害者の読書環境の整備の促進等を図る。【計19】
- ・ 共生社会の実現に向け、障がい者による文化芸術活動に関する計画策定に関する検討を観光交流文化局と連携して進める。【計20】

### ○ 障害福祉サービス等の提供基盤の整備について

## 第5章 計画の推進

- 1 PDCA サイクルによる計画の推進
- 2 障がい者福祉施策に係る会議体

- ・ 令和6年度以降の自立支援協議会の運営について、国が示す指針の内容を踏まえながら検討を進める。【福8】